

令和5年度公益財団法人愛知県スポーツ協会 地域スポーツ活性化推進事業運営体制構築支援業務委託 仕様書

1 委託業務名称

令和5年度公益財団法人愛知県スポーツ協会地域スポーツ活性化推進事業運営体制構築支援業務委託（以下「委託業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から2024年2月29日まで

3 概要

総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される非営利のスポーツクラブである。

愛知県内には、2022年7月1日時点で、52市町村に134クラブが創設され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしている。

（公財）日本スポーツ協会は、総合型地域スポーツクラブが公益的な事業体としての役割を果たしていくために、第2期スポーツ基本計画（2017年3月24日文科科学大臣策定）に基づき、活動や運営の実態、ガバナンス等についての要件を基準とする「登録・認証制度」を策定し、2022年4月1日から運用開始した。

愛知県では、（公財）愛知県スポーツ協会内に「愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を設置し、（公財）日本スポーツ協会内に設置された「総合型地域スポーツクラブ全国協議会」への登録申請などを行っており、2023年1月5日現在で、21クラブが登録され、70クラブが登録申請に向けた準備を進めている。

また、スポーツ庁は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（2020年2月9日）」において、2023年度以降、休日の部活動を段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動に移行するという方策を示し、総合型地域スポーツクラブは、その受け皿の一つとして期待されている。

一方で、総合型地域スポーツクラブの多くは運営体制が脆弱で、質の高い指導者の確保や、クラブ運営を担う人材の育成、収入の確保などが課題となっている。

この委託業務は、（公財）愛知県スポーツ協会が、愛知県の補助金を受けて、民間事業者に実施を委託する業務であり、総合型地域スポーツクラブの運営実務や指導者の確保を支援することにより、登録基準を満たすクラブを県内各地域に育成するとともに、部活動に代わり得る質の高いスポーツ活動の機会を提供できるようにするなど、その活動を充実させ、愛知県における総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を推進していくことを目的とする。

4 業務内容

委託業務は以下のとおりとする。

ア 対象クラブ

愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に加入し、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）への登録申請に向けて準備中のクラブ（以下「準会員クラブ」）のうち、（公財）愛知県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）が指定する10クラブとする。

なお、県スポーツ協会は、県協議会準会員クラブの中から、地域バランスなどを考慮しながら、登録申請に向けてサポートが必要な10クラブを選定し、対象クラブとして指定する。

イ 実施体制

スポーツ教室の運営や、運動部活動の支援、地域の関係者との共同事業の経験を有するスタッフ（以下「コーディネーター」という。）を2名以上配置して、業務を実施すること。

このうち1名は専任とし、年間を通じて、対象クラブをきめ細かくサポートできるよう、愛知県内で常時勤務できる態勢をとること。

ウ 実施内容

対象クラブの運営実務（規約等の整備、参加者募集、情報発信、関係者との連携など）をサポートし、全国協議会への登録申請（登録基準は別紙1のとおり）及び定期的（3か月以上にわたり10回以上）なスポーツ教室の新設を実施すること。

新設するスポーツ教室（主な内容の例は下表のとおり）は1教室以上とし、別紙「指導者確保支援事業」を活用すること。

対象年代	新たに実施するスポーツ教室の主な内容（例）
未就学児・小学生	公認アスレティックトレーナー等による身体的準備指導
中学生・高校生 （地域部活動）	県競技団体の指導者等によるハイレベルな指導
	県競技団体の指導者等による競技体験教室
高齢者	公認アスレティックトレーナー等によるコンディショニング指導
全世代	県パラ競技団体の指導者等による障害者スポーツ体験・交流会

なお、業務の主な流れは以下のとおりとする。

- ① 訪問・ヒアリングによる対象クラブの課題やニーズの把握
- ② 対象クラブの課題の解決やニーズの充足に関する分析検討
- ③ 登録基準適合に向けた指導や関係機関との調整
- ④ スポーツ教室の新設に向けた計画立案や指導者の確保、関係者との連携、参加者募集や情報発信の支援
- ⑤ 事業の成果・課題のまとめと報告（実績報告書により報告）

エ 事業計画の説明

必要に応じて県スポーツ協会が実施する随時の説明に随行する。

オ 派遣指導者との調整に関する協力

県スポーツ協会が行う別紙1「指導者確保支援業務」における派遣指導者の人選について、保有する指導者情報の活用等により協力する。

5 報告

令和6年3月8日（金）までに県スポーツ協会に対し、所定の実績報告書を提出する。

6 委託費

金 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

事業者は上記の額の範囲内において、委託事業に係る経費のすべてを賄うものとする。

7 その他

- (1) 個人情報の保護及び管理については、関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 本業務の遂行にあたっては県スポーツ協会と密接に連絡を取り、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、県スポーツ協会と受託者の協議により定めるものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に記載されていないことで、本業務を行う上で県スポーツ協会が必要と認めたことについては県スポーツ協会との協議に応じること。